

平成 22 年 11 月 21 日

組合員各位

## 所得連動型の奨学金返済制度の実現に向けて

### 12.1 国公立大学の危機打開をめざす

### 全国共同国会要請行動へのご協力をお願い

首都圏大学非常勤講師組合

委員長 松村 比奈子

組合員の皆さま、いつも当組合をご支援いただき誠にありがとうございます。さて今回当組合は、全大教・日本私大教連・日本科学者会議と共に「**12.1 国公立大学の危機打開をめざす全国共同国会要請行動 実行委員会**」を結成いたしました。

きっかけは、国公立大学の運営費交付金の削減に対し、全大教が危機感を持って各団体に共闘を働きかけたことに始まります。民主党政権の教育政策により、高等学校の授業料無償等の画期的な試みが実現する一方で、国公立の別なく、高等教育を支える大学への予算削減が拡大しています。

非常勤講師という不安定雇用制度は多くの問題を抱えています。しかし、職場としての大学が地盤沈下していく今日、非常勤講師の職さえ十分に維持できない状況となりつつあります。非常勤講師の抱える問題は依然として深刻ですが、非常勤講師職の安定的供給を維持するには、まず非常勤講師が全ての大学関係者と共に、高等教育の意義を訴えるべき時ではないかと思えます。

そのような思いのなか、当組合は各団体と協力体制の下で、12月1日に議員会館内での集会を企画いたしました。多くの政治家に大学の現状を理解してもらうためには、この集会にどれほどの人々が関心を寄せているかを、参加者の数で実感してもらうしかありません。

そこで、ぜひ、皆さまのご協力をお願い申し上げます。この話を少しでも組合内外の方に広めていただき、可能な方は12月1日の集会に参加していただきたいと思えます。300人収容の会場を、私たち非常勤講師の熱意で埋め、政治家に思い知らせようではありませんか？

集会では、共同声明の他に各団体の主張も行います。また事前アピールとして、11月26日に文科省において共同記者会見を行います。当組合では、今回は、生活に重くのしかかる奨学金返済について、「所得連動型返済制度」を提案する予定です。以下、現在各団体への呼びかけ文を記載いたします。ご一考の上、共に行動していただければ、

これほど嬉しいことはありません。

---

関係団体各位

## 所得連動型の奨学金返済制度の実現に向けて

近年「高学歴ワーキングプア」というキーワードで、大学院修了生の就職難・生活難が様々なメディアで取り上げられています。私たちの組合は、主に大学で教える非常勤講師の労働組合ですが、そのほとんどが大学院卒でありまた「働く貧困層」でもあるという点で、高学歴ワーキングプアといえます。しかし大学非常勤講師のこのような状況は今に始まった話ではなく、また個人的な問題でもありません。大学非常勤講師が貧困である理由の1つに、奨学金の返済があります。

第1に、大学院で学ぶためには能力と資金が必要です。しかも社会人として自立が期待される時期に、修士課程・博士課程の5年間を学業に専念するため、多くの大学院生は親を頼らず奨学金を受給することを選択しました。しかし日本の公的奨学金のほとんどは貸与制であるため、卒業後に大きな負債となつてのしかかります。

第2に、現在の就業形態です。文系の多くは大学非常勤講師として、理系の多くは非常勤研究員(いわゆるポストク)として任期付きの教員・研究員として採用されています。当組合員である非常勤講師の場合は単年度契約のため、来年度の雇用保障は全くありません。大学経営の調整弁として利用されるため、専任教員と比較して不合理な低賃金と不安定な雇用条件の下で働いており、日々の生活にも困窮する者は少なくありません。結局、「金なし、未来なし、希望なし」の三無状態が非常勤講師の現状です。

とはいえ、大学非常勤講師はまだ仕事があるという意味で恵まれています。文科省による1991年以降の無計画な大学院増設計画により、就職率はさらに下がり、最近では大学院を卒業しながら非常勤講師職も得られず生活費困窮者となることも珍しくなくなりました。能力ある若者の未来が、生活費・奨学金返済に追われるだけという状況は、政策の失敗による当然の帰結であり、もはや個人の努力で解決できる問題ではなくなりました。

高度な教育を受ける能力を持ちながら、高度な教育を受けたために生活困窮になるという今日の日本のあり方は異常です。その負の連鎖を断ち切るために、現実的・有効な方法として、当組合は「奨学金の返済手段の改善」の提案を考えています。現在・過去の大学院生にとって、奨学金の返済はとても重い問題だからです。

日本の公的奨学金の代表格は「日本学生支援機構」による奨学金の貸与制度ですが、今や返済の滞納が増加する一方です。それに対処するため、日本学生支援機構は、今年度から、3ヶ月以上の滞納者は民間の個人信用機関に通報する(いわゆるブラックリス

ト化)という対策を始め、裁判に訴える手法も行っています。しかしいくらブラックリストへ通報し判決で制裁を求めても、就業が困難な状況下において「無い袖は振れぬ」のですから、返済者が増えるとは思えません。逆に、教育を受ける権利の反映として制度化されたはずの奨学金が、自分の安定した将来のみを担保にしか借りられないのだとしたら、もはやそれは単なる消費者金融と変わりません。

奨学金制度の本来の趣旨を損なわずに、当面、現在の若手研究者たちの不安や生活困窮を減らすには、現在の所得に対応した無理のない返済制度、すなわち「所得連動型返済制度」の創設しかないのではないのでしょうか。その具体的な内容は以下の5点に集約されます。

(1)本人の収入が最低額以下の場合、返済を猶予すること。現行制度でも、年収 300 万円以下は最大 5 年まで猶予可能ですが、5 年以後も困窮している場合は珍しくなく、期限をつける必然性はないといえます。例えば英国やオーストラリアでは本人の年収が 300 万円以下ならば猶予が付きまます。

(2)収入における返済額の上限を設定すること。英国では所得の 3.6%、オーストラリアでは所得の 8%を返済の上限としています。

(3)一定期間・年齢以上は返還免除とすること。例えば年収 300 万円が 5 年以上継続している場合や 60 歳以上の場合などを考えるべきです。

(4)所得の捕捉を前提とするため、徴収方式は源泉徴収型またはそれに類似の方法とすること。源泉徴収方式ならば、返済の負担感が少ないため、延滞金やブラックリスト化、また連帯保証人などの対策を講じなくても返済率の上昇が見込めます。

(5)金利は廃止するかインフレ分のみとし、実質無利子にすること。奨学金の趣旨からみても、利息は社会貢献分で足りると考えられます。英国もオーストラリアも、インフレ分のみで実質無利子です。

上記のような見解は、既に経済同友会の『経済格差を教育格差に繋げないために——高等教育の機会均等に向けて——』(2010年3月26日)の中にもあり、例えば給付奨学金の創設と「卒業後の年収が低ければ返済額を減免する制度」(所得連動型返済制度)の導入を提言しています。米国も、オバマ政権下においてローン型の強化から給付型へ移行しつつあり、世界の動向は人材育成の拡充に向けて無理のない教育体制を具体化しています。

日本の、優秀な若者に対する「いじめ対策」を早急に軌道修正するためにも、この「所得連動型返済制度」の創設に向け、政界への働きかけが急務です。当組合は、議員への陳情手法として、院内集会の開催を企画しています。そこで、関係諸団体の協賛を心よりお願い申し上げます。